

「女性活躍総合研究所紀要」の編集及び刊行に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、武庫川女子大学女性活躍総合研究所規程（以下「規程」という。）第11条に定めるもののほか、「女性活躍総合研究所紀要」（以下「紀要」という。）の編集及び刊行に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 紀要は、規程に定める武庫川女子大学女性活躍総合研究所の学術冊子とする。
2 紀要は、学術論文等を掲載し、研究成果の情報発信に資することを目的とする。

(紀要の構成)

第3条 紀要は以下の二部とする。

- (1) 第一部：第4条に定める学術論文等。
- (2) 第二部：女性活躍総合研究所主催で実施されたシンポジウム、研修会、研究会及び地域貢献事業等の資料及び記録。

(学術論文等)

第4条 紀要の第一部に掲載する学術論文（以下、「論文」という。）等は、次の(1)～(6)の通りとする。

- (1) 総説論文 特定の分野やテーマに関する先行研究を集め、概要や研究動向、展望を示すもの。
- (2) 原著論文 女性活躍及び関連領域に関する研究及び実践に関する論文で独創性のあるもの。
- (3) 研究ノート 女性活躍及び関連領域に関する原著論文の執筆が期待されるもの。
- (4) 実践報告 女性活躍及び関連領域に関する実践報告とする。
- (5) 寄稿文 編集委員会からの依頼により寄せられた原稿とする。
- (6) その他 紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が認めたもの。

2 投稿原稿は、完成原稿とし未発表のものとする。

(委員会)

第5条 紀要の編集及び刊行の推進は、規程第11条に定める委員会が担う。

(委員会の役割)

第6条 委員会は、次の事項について審議し、処理する。

- (1) 論文の審査に関わる事項。
- (2) 編集刊行に関わる事項。

(投稿資格)

第7条 第3条第1項の論文に投稿できる者は、女性活躍及び関連領域に関心のある次の者とする。

- (1) 武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部の専任・嘱託・非常勤の教職員。
- (2) 武庫川女子大学附属中学校・高等学校・幼稚園・保育園の専任・嘱託・非常勤の教職員。
- (3) 武庫川女子大学大学院在籍者および修了者。
- (4) その他、委員会が認める研究者。

2 前項の資格を有する者との共同執筆者。

(論文の執筆)

第 8 条 原稿の執筆は、別に定める「女性活躍総合研究所紀要執筆要領」に基づいて行い、委員会
が指示する期限までに提出する。

(論文の審査)

第 9 条 論文の審査は次の通りとする。

- (1) 論文の審査は、別に定める査読基準等に則り委員会が行う。
- (2) 論文は、査読者の審査を経て、委員会が掲載可否を決定する。
- (3) 査読者は、委員会において選任する。

2 委員会は、掲載可否に関する結果を、投稿者へ通知する。

3 査読者への謝礼は、別に定める。

(論文の校正)

第 10 条 掲載原稿の校正は、原則として第三校までとし、委員会の指示に基づき行う。

(紀要の配布及び権利)

第 11 条 掲載原稿を紙または電子的な手段で配布する権利は、武庫川女子大学女性活躍総合研究所
が有する。

2 掲載された論文の著作権は、武庫川女子大学女性活躍総合研究所に帰属する。

(改廃)

第 12 条 この内規の改廃は、委員会の議を経て女性活躍総合研究所 所長が行う。

附則

この内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正内規は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この改正内規は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。